

資料—1

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会

設立趣意・規約（案）

1. 「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」設立趣意
2. 尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約（案）

平成24年9月20日

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会事務局

1. 「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」設立趣意

「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」設立趣意

雲南市と奥出雲町は、一級河川斐伊川の源流をなす深い森林や美しい清流、また桜などの豊かな自然環境を有し、流域には、恵まれた自然環境を活かした「鬼の舌震」、桜百選に選ばれた「斐伊川堤防桜並木」などの名所が数多く存在し、主要な地域資源を有しています。

現在、尾原ダム周辺では、「尾原ダム・さくらおろち湖祭り」など、地域に根付いた集客力のあるイベントが行われている。また、湖面を利用したボート競技施設、ダム湖周回道路を利用した自転車競技施設が整備され、道の駅おろちの里・佐白温泉長者の湯・要害山交流拠点施設みざわの館などの施設と連携するなかで、地域の新たな資源として活用されています。

一方、国土交通省では、今後のダム管理においては従来からダムに求められていた治水・利水の機能に加え、ダムやダム周辺の自然、地域文化等を利用して水源地域の自立的・持続的な活性化を図るとともに、水源地域が有する公益的な機能を確保することで、バランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的に、水源地域における地域づくり活動の具体的計画として「水源地域ビジョン」を策定する施策を進めています。

新たに完成した、尾原ダムの水源地域においても、当地域が有する様々な資源と尾原ダムの積極的な活用等によって水源地域の自立的・持続的な活性化を図るため、雲南市と奥出雲町の、地元住民、関係諸機関、ダム管理者等が共同で「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」を設立し、水源地域ビジョンの検討・策定を進めていきます。

平成24年9月20日

2. 尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約（案）

尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、「尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目 的）

第2条 本委員会は、尾原ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るための行動計画である「尾原ダム水源地域ビジョン」（以下「水源地域ビジョン」という。）を策定することを目的とする。

（組織等）

第3条 委員会の委員は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長が委嘱する。

- 2 委員は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 委員会には、委員の互選によって委員長をおく。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員会の任期は水源地域ビジョンが策定されるまでの期間とする。
- 6 委員会は必要に応じて検討会や懇談会等を設け、意見・提案を受けることができる。

（議事）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。但し、代理出席を認めるものとする。

（公開）

第5条 委員会の会議については、原則として公開とする。

- 2 委員会に提出された資料については、原則として公開とする。
- 3 但し、個人情報を取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

- 2 事務局は、委員長の指示を受け委員会の遂行に必要な一切の事務を行う。

（規約の効力）

第7条 本規約は、水源地域ビジョンの策定の完了に伴い、その効力を失う。

（その他）

第8条 本規約に定めのない事項については、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

本規約は、平成24年9月20日から施行する。

■別表 尾原ダム水源地域ビジョン策定委員会 委員

(敬称略)

所 属 等	氏 名	備 考
島根大学 教育学部 准教授	さく の ひろ かず 作 野 広 和	
温泉地区地域自主組織「ダム湖の郷」 会長	かつ べ ひろし 勝 部 博	
NPO法人奥出雲布勢の郷 会長	なか ばやし ひで きよ 中 林 英 清	
雲南市 市長	はや み ゆう いち 速 水 雄 一	
奥出雲町 町長	いの うえ かつ ひろ 井 上 勝 博	
島根県 土木部 斐伊川神戸川対策課長	あま つ よし ろう 天 津 芳 郎	
島根県 雲南県土整備事務所長	うえ だ みつ ひろ 植 田 充 弘	
国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長	たち けん いち ろう 館 健 一 郎	